

CONTENTS

- 2 マイナンバー通知カードはお手元に届きましたか?
- 4 森林は勝手に切っているの?
- 6 まゆげったの最近の活躍をご報告します!
- 8 市民のページ
- 10 暮らしのアドバイス
- 10 結城ブランド
- 11 ひとの人権わたしの人権
- 11 男女共同参画社会
- 12 シリーズ介護保険
- 12 歯っぴートーク
- 12 薬
- 13 健康増進センターだより
- 13 市民健康教室
- 14 イベント棚
- 14 市民活動レポート
- 15 ふるさとの民話

表紙の写真



「祭りゆうき2015」

11月7日～8日、市民文化センターアクロス・けやき公園で「祭りゆうき2015」が開催されました。

市内外から104組1,246人の踊り手が参加し、迫力ある踊りやダンスが披露され、会場は活気に包まれました。

マイナンバー通知カードは お手元に届きましたか？



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年11月下旬より結城市民の皆さんにマイナンバー通知カードをお届けしています。

マイナンバー通知カードは、世帯単位で住民票の住所地に転送不要の簡易書留（郵便ポストへの投函ではなく、郵便局員による手渡し）でお送りします。

マイナンバーは、平成28年1月以降、申請書類に記載していただくなど、社会保障や税の手続きで必要になります。大切な書類ですので、なくさないようにしましょう。

通知カードに記載されている住所・氏名などに誤りや変更がある場合は、市役所市民課までご連絡ください
☎34-0409



郵便局

配達時に不在の場合は、自宅の郵便受けにピンク色の『簡易書留』が投函されます。
在連絡票（マイナンバー専用）が投函されます。

- 不在連絡票には配達に来た旨と再配達の案内などが載っています。
- 電話で再配達の依頼をするか、不在連絡票に必要事項を記載しポストに投函する、または配達した郵便局に直接受け取りに行くなど、自分の都合に合った受け取り方を指定してください。詳しくは郵便局にご確認ください。
- 直接、郵便局に受け取りに行く場合は、本人確認書類（免許証やパスポートなど）や印鑑、不在連絡票を持参し手続きをします。
- 保管期間は、お届けの翌日から原則7日間です。

配達できなかった通知カードは、市に戻されてきます。

市

市では、内容（転居・転出など）を確認後、ご本人に連絡をして窓口へお越しいただけます。戻ってきた通知カードは3カ月間保管します。

- 戻ってきた通知カードを窓口で受け取る場合、以下の書類を持参ください。
- 本人または同一世帯の方
本人確認書類（運転免許証など顔写真のあるものはいずれか1点、それ以外は健康保険証、年金手帳などあわせて2点）
- 代理人の場合
本人の本人確認書類、代理人の代理権を証明する書類、代理人の本人確認書類

● 代理人がお越しになる場合

ご本人が病気、身体の障害、そのほかやむを得ない理由により、交付場所にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

上記の必要書類のほか、①代理人の本人確認書類、②代理権の確認書類（法定代理人の場合は戸籍謄本など、そのほかの場合は委任状など）、③ご本人が交付場所にお越しになることが困難であることを証する書類（診断書、本人の障害者手帳、本人が代理人の施設などに入所している事実を証する書類など）が必要になります。

住所異動（転入・転居・転出など）をする方へ

通知カードがお手元に届いたのち、住所異動をする場合は、手続きの際に通知カードが必要になりますので必ずご持参ください。

個人番号カードの申請方法

個人番号カードは希望者に交付しますので、次のいずれかの方法により申請を行ってください。

- ① 通知カードに同封された「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、顔写真を添付して返信用封筒に入れ、郵便ポストに投函。
- ② スマートフォンもしくはパソコンで申請用Webサイトにアクセスし、必要事項の入力および顔写真を添付して送信。



個人番号カードの受け取り方法

個人番号カードの交付は、平成28年1月以降開始予定です。申請された方に市から順次、交付通知書をお送りしますので、本人（または代理人）がお越しいただけますようお願いいたします。

- 個人番号カードの受け取りに必要なもの（忘れずに持参してください）
- （1）通知カード
- （2）交付通知書
- （3）本人確認書類（運転免許証など）
- （4）住民基本台帳カード（交付された方のみ）

※通知カードと異なり、本人以外はたとえ同一世帯であっても代理人扱いとなります。代理人が受け取りに来る場合は、（1）から（4）と併せて通知カードの代理人の場合と同様の書類が必要です。

住民基本台帳カードをお持ちの方へ

住民基本台帳カードに搭載される電子証明書の更新を希望する方は、12月22日（火）までに手続きを行ってください。

住基カードを利用して確定申告を行っている方で、確定申告を控えた時期に有効期間満了を迎える方は、特にご注意ください。

個人番号カードには電子証明書が標準的に搭載され、交付手数料は無料ですが、交付申請が集中した場合、カードの交付が遅れる可能性があります。



電子証明書の有効期間をご確認ください!!

マイナンバー制度についてのご不明な点はコールセンターへ

- ◆マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）
通知カードや個人番号カード、そのほかマイナンバー制度全般の問合せに対応します。
【日本語】☎0120-95-0178
【外国語】マイナンバー制度に関すること ☎0120-0178-26
通知カード、個人番号カードに関すること ☎0120-0178-27
- ◆一部IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合（有料）
マイナンバー制度に関すること ☎050-3816-9405
通知カード、個人番号カードに関すること ☎050-3818-1250
営業時間（平日）午前9時30分～午後10時（英語以外の言語については平日午前9時30分～午後8時）
（土・日・祝日）午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）
- ◆これまでのナビダイヤルも継続してご利用いただけます。（ただし、ご利用には通話料がかかります。）
【日本語】☎0570-20-0178 【英語(English Call Center)】☎0570-20-0291
営業時間（平日）午前9時30分～午後5時30分（土・日・祝日・年末年始を除く）
※平成27年10月1日～平成28年3月31日までの間は、平日午前9時30分～午後10時（土・日・祝日）午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）

